

## AI Experience Center 参加条件

### 第1条 (本条件の目的および適用)

1. 本条件は、有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社（各法人の子会社を含み、合わせて以下「デロイト トーマツ」といいます。）が「AI Experience Center」の名称で展開する生成 AI 体験型施設（以下「本施設」といいます。）への訪問および当該施設で実施されるワークショップ、セミナーその他のイベント（これらを総称して、以下「本イベント」といいます。）への参加を希望する者（詳細は次条にて定めるものとし、以下「参加企業」といいます。）による本施設への訪問および本イベントへの参加（訪問および参加にかかる問合せを含みます。）について、参加企業とデロイト トーマツとの間に適用される諸条件を定めることを目的とします。
2. 参加企業は、本施設への訪問を希望する旨をデロイト トーマツ所定のフォームより申込むことで、本条件に同意したものとみなされます。参加企業は、当該申込みが参加企業における参加申込みにかかる正当な権限を有する者によって実施されるものであることを表明し、保証するものとし、デロイト トーマツは、当該申込みが参加企業における正当な権限を有する者によってなされたものとみなします。

### 第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 参加企業  
本施設への訪問および本イベントへの参加を希望する企業その他の法人
- (2) 参加者  
参加企業が別途指定する本施設への訪問および本イベントに参加をする参加企業に属する個人
- (3) AI ツール  
デロイト トーマツが本施設で展示もしくは本イベントにおいて利用し、または参加者の利用に供するソフトウェアであって、デロイト トーマツまたは第三者が所謂生成 AI 技術を活用して開発または/および提供するもの
- (4) 参加企業データ  
参加企業が、本施設への訪問または本イベントへの参加（これらの前提として実施される場合がある次条に定める事前ヒアリングを含みます。）に際してデロイト トーマツに提供し、または AI ツールに入力する情報（参加者が AI ツールを利用して提供する情報（例：音声データ）等を含みます。ただし、次条に定める参加申込みに際して提供される個人情報を除きます。）

### 第3条 (参加申込みおよび事前ヒアリングの実施)

1. 参加企業は、本施設への訪問および本イベントへの参加を希望する場合、デロイト トーマツ所定のフォームより参加申込みを行うものとします。
2. デロイト トーマツは、参加企業が第1項に基づき申込んだ本イベントが事前ヒアリングを要さないものである場合、かつ当該参加申込みを承諾する場合は、デロイト トーマツ所定の方法にてその旨を参加企業に通知するものとします。
3. デロイト トーマツは、前項に基づき参加企業が申し込んだ本イベントが、本施設への訪問および本イベントへの参加に向けたヒアリング（訪問日時、参加するイベントの詳細その他の本施設への訪問に関する詳細条件にかかるヒアリングをいい、以下「事前ヒアリング」といいます。）を要するものである場合、デロイト トーマツ所定の期間内および方法にて当該事前ヒアリングを実施するものとします。
4. 参加企業は、参加申込みおよび前項に基づく事前ヒアリングの実施が本施設への訪問または本イベントへの参加を確約するものでないことをあらかじめ確認の上、了承するものとします。また、デロイト トーマツは、参加企業が本施設への訪問または本イベントへの参加ができない理由について、参加企業に開示する義務を負わないものとします。
5. デロイト トーマツは、前項に基づく事前ヒアリングの結果、参加企業による本施設への訪問および/または本イベントへの参加を認める場合、参加企業と協議の上、参加者による本施設への訪問日時を決定するものとします。

### 第4条 (参加料)

本施設への訪問および本イベントへの参加に係る対価は、無償とします。

### 第5条 (本施設への訪問および本イベントへの参加)

1. 参加企業は、参加申込みを行った本イベントの開催日または事前ヒアリングを実施した場合においては第3条第5項に基づいて決定した日時において、参加者をして本施設へ訪問させ、また本イベントへ参加させることができるものとします。
2. 参加企業は、本施設におけるAIツールの利用（本イベントへの参加に際してAIツールを利用する場合を含みます。以下同じ。）について、以下の事項についてあらかじめ確認の上承諾し、かつ参加者をして承諾させるものとします。
  - (1) 参加企業データをAIツールに入力し、これらを処理させること
  - (2) 前号の入力等に伴い、参加企業データがAIツールの提供元であるベンダーがホストする国内外に所在するサーバーに送信、保存または格納されること
  - (3) AIツール上における情報の取扱いについて、その安全性が保証されるものではないこと
  - (4) デロイト トーマツは、AIツールにより生成されたデータ（以下「AI生成物」とい

います。) およびこれらに基づいて参加企業に対して提供する各種情報について、その正確性、完全性、参加企業の特定目的への適合性、第三者の著作権、商標権、特許権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利（以下「知的財産権等」といいます。）を侵害しないことを含め、何ら保証するものでなく、また参加企業による AI 生成物の利用に起因して生じた一切の結果について責任を負わないこと

#### 第6条 (遵守事項)

1. 参加企業は、本施設への訪問および本イベントへの参加にあたり、次の各号に定める事項を遵守し、また参加者をして遵守させるものとします。
  - (1) 本施設においては、デロイト トーマツが別途行う安全指示に従うこと
  - (2) 本施設で写真や動画の撮影を行う場合、以下の事項を遵守すること
    - ① 他の参加者その他デロイト トーマツが別途撮影を禁止するものについて撮影を行わないこと
    - ② 事前にデロイト トーマツの書面または電子メールによる承諾を得た場合を除き、撮影した写真および動画は、参加企業の社内においてのみ使用し、第三者への提供、開示および公開は行わないこと
  - (3) 以上のか、本施設への訪問にあたり、本施設に関してデロイト トーマツが別途提示する案内、注意事項、マニュアル等に定める各規則を遵守すること
2. 参加企業または参加者が前項の遵守事項に違反した場合、デロイト トーマツは参加企業による本施設への訪問および本イベントへの参加を中止し、または参加者に対し本施設からの即時退去等の指示を行うことができるものとします。この場合において、デロイト トーマツは、当該中止または指示に起因して参加企業に生じたいかなる損害その他の不利益について一切責任を負わないものとします。

#### 第7条 (AI 生成物等の取扱い)

1. 参加企業は、本施設における AI ツールの利用（本イベントへの参加に際して AI ツールを利用する場合を含みます。）および本イベントへの参加によって得られた知見、ノウハウその他の結果ならびに AI 生成物（以下「AI 生成物等」といいます。）を、自己の社内における事業の検討のためにのみ使用することができるものとします。参加企業は、目的の如何を問わず、デロイト トーマツの事前の承諾を得ることなく AI 生成物等を第三者に開示し、または使用させることはできません。デロイト トーマツは、参加企業が本項の定めに違反したと認める場合、参加企業に対し AI 生成物の破棄または返還を求めることができるものとし、参加企業は速やかに当該要求に従うものとします。
2. デロイト トーマツは、AI 生成物等を自己の事業のために複製、翻案、第三者への提供および使用許諾その他の自由な利用をできるものとします。ただし、AI 生

成物等に参加企業データが含まれる場合または AI 生成物等が参加企業データに基づいて生成されたことが客観的に明らかである場合は、この限りではありません。

3. 参加企業は、本条件にて別段の定めがある場合を除き、AI 生成物等についていかなる権利（知的財産権等を含みますが、これらに限られません。）を取得するものではないことをあらかじめ認識の上、了承するものとします。

#### 第8条 (AEC コンテンツの閲覧)

1. 参加企業は、デロイト トーマツが提供する生成 AI の活用領域を取りまとめた資料（以下「AEC コンテンツ」といいます。）を、デロイト トーマツ所定のウェブサイトにアクセスすることで閲覧することができます。なお、当該閲覧にかかる対価は無償とします。
2. 参加企業は、AEC コンテンツを、自己の社内における事業の検討の目的でのみ使用することができるものとします。参加企業は、目的の如何を問わず、デロイト トーマツの事前の承諾を得ることなく AEC コンテンツを複製または翻案することはできません。
3. デロイト トーマツは、参加企業が本条件の定めに違反したと認める場合、参加企業による AEC コンテンツの閲覧を中止することができます。この場合において、デロイト トーマツは、当該中止に起因して参加企業に生じたいかなる損害その他の不利益について一切責任を負わないものとします。

#### 第9条 (デロイト トーマツの責任)

1. デロイト トーマツは、参加企業データを、参加企業による本施設への訪問および本イベントへの参加のための必要な範囲で複製、翻案その他の利用をすることできるものとし、それ以外の目的で参加企業データを利用しないものとします。
2. デロイト トーマツは、参加企業による本施設への訪問および本イベントへの参加が終了した場合または参加企業から指示を受けた場合には、参加企業データを遅滞なく参加企業に対して返還し、または参加企業の指示に従って破棄するものとします。
3. デロイト トーマツは、本条件にて別段の定めがある場合を除き、参加企業に対し、本施設への訪問および本イベントへの参加に起因して参加企業に生じた損害その他の不利益について一切責任を負いません。

#### 第10条 (秘密保持義務)

1. 参加企業は、本施設への訪問または本イベントへの参加に関して知り得たデロイト トーマツの情報（本施設または本イベント（AI ツールおよび AI 生成物等を含みます。）にかかる情報を含みますがこれらに限られず、以下「秘密情報」といいます。）を、厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理、取扱うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、参加企業が次の各号に該当することを証明できる情報につ

いては、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 参加企業が受領した時点で、既に公知であった情報
  - (2) 参加企業の責めによらないで公知となった情報
  - (3) 参加企業が第三者から適法に入手した情報
  - (4) 本条件に違反することなく、参加企業が既に保有していた情報
  - (5) 本条件に違反することなく、これと無関係に、参加企業が独自の営業上のノウハウに基づいて独自に入手または開発した情報
3. 参加企業は、本条件中に別段の定めがある場合を除き、秘密情報を本施設への訪問および本イベントへの参加以外の目的で使用してはならず、またデロイト トーマツの書面による承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

#### 第11条 (個人情報の取扱い)

1. デロイト トーマツは、参加企業より受領する参加者にかかる個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項において定義されるものをいいます。以下同じ。）を、デロイト トーマツ所定のプライバシーポリシーの定めに従って取り扱うものとし、参加企業はこれに同意するものとします。
2. 参加企業は、デロイト トーマツに対し、次の各号の事実のすべてが正確かつ真実であることを表明し、保証します。
  - (1) 参加企業が当該個人情報の取得およびデロイト トーマツへの提供について、個人情報保護法その他適用法令のもと、正当な権限を有していること
  - (2) 参加企業が個人情報保護法その他適用法令を遵守していること（個人情報保護法上必要な本人からの同意の取得を含みますが、これに限られません。）

#### 第12条 (公表)

1. デロイト トーマツは、参加企業による本施設への訪問または本イベントへの参加の事実ならびに参加企業の名称およびロゴ（以下「ロゴ等」といいます。）を、デロイト トーマツ所定の各種媒体（ウェブサイト（SNSを含みます。）、チラシ、パンフレット、書籍および論文等を含みますが、これらに限られず、以下「各種媒体」といいます。）への掲載を含めて、無償で自由に対外的に公表することができるものとし、参加企業はこれをあらかじめ承諾するものとします。ただし、デロイト トーマツは、本項に基づき参加企業のロゴ等を使用する場合は、参加企業に対し、事前に使用する旨およびその内容を通知します。
2. デロイト トーマツは、参加者による本施設への訪問または本イベントへの参加の様子を撮影・録画し、これらの撮影物（写真、動画および音声を含みます。）を、前項に記載する目的のほか、本施設に関する広報活動を目的として、各種媒体において無償で公表、掲載および配信することができるものとし、参加企業はこれをあらかじめ承諾し、また

参加者をして承諾させるものとします。

#### 第13条 (中止等)

1. デロイト トーマツは、理由の如何を問わず、参加企業に対して事前に通知することにより、いつでも本施設の閉鎖、本イベントの中止または AEC コンテンツの閲覧停止等（以下「中止等」といいます。）をすることができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、デロイト トーマツは、天災地変その他の事情により事前の通知が不可能または著しく困難であると認める場合には、参加企業に対する事前の通知をすることなく、前項の中止等を行うことができるものとします。
3. デロイト トーマツは、本条の定めによる中止等によって参加企業が被った損害その他の不利益について、一切責任を負わないものとします。

#### 第14条 (準拠法および裁判管轄)

本条件は、日本法に準拠して解釈されるものとし、本施設への訪問または本イベントへの参加に起因し、またはこれらに関連して参加企業とデロイト トーマツとの間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第15条 (誠実協議)

本条件の内容に疑義が生じた場合および本条件に定めのない事態が生じた場合、参加企業およびデロイト トーマツは両者誠実に協議の上、対応について別途合意するものとします。

以上

最終改訂日：2025年12月1日

制定日：2025年1月21日